

令和6年2月21日開会

総務消防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

〜〜〜〜〜〜〜〜

日 程

日 時 令和6年2月21日（水）
組合議会定例会休憩中
場 所 米子市淀江支所 議場

1 開 会

2 審査事項

議案第3号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

3 所管事務調査

第2次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画の更新について

4 閉 会

〜〜〜〜〜〜〜〜

出席者（8名）

委員長	山路 有	副委員長	渡 辺 穰 爾
委員	今 城 雅 子	委員	中 田 利 幸
委員	荒 井 秀 行	委員	米 本 隆 記
委員	中 原 信 男	委員	三 好 晋 也

〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席者（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

事務局長	三 上 洋	消防局長	赤 川 紀 夫
消防局参事兼米子消防署長	安 達 憲 吾	事務局総務課長	矢 野 伴 典

消防局総務課長	岩田 幸博	消防局予防課長	後藤 典明
消防局警防課長	吉木 和宏	消防局指令課長	生田圭一郎
事務局総務課長補佐兼人 事給与担当課長補佐	橋本 雅美	消防局総務課長補佐兼 庶務担当課長補佐	美甘 浩幸
事務局総務課入札財政担 当課長補佐	三原 剛	消防局総務課経理担当 課長補佐	高田 一広
消防局指令課係長	増木 清		

〜〜〜〜〜〜〜〜

議 会 担 当 職 員

書記長	瀬尻 かおり	書記	近藤 隆
-----	--------	----	------

〜〜〜〜〜〜〜〜

1 開 会

(午後 2 時 5 7 分)

○**山路委員長** ただいまから、総務消防常任委員会を開会いたします。

この際、三上事務局長が発言を求めておられますので、これを許可します。三上事務局長。

○**三上事務局長** 冒頭にお時間をお借りいたしまして、お断りとお詫びをさせていただきます。

本日の所管事務調査に挙げております第 2 次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画の更新につきまして、計画に掲げる共同処理事務に応じて、それぞれ所管する委員会で事前に報告をした上で、本総務消防常任委員会で総括し、報告すべきではないかという御指摘を頂戴いたしております。

各事業の当面の事業計画や事業内容等につきましては、これまでも事業の進捗に応じて正副管理者会議で方針決定したものを、それぞれの委員会で御報告、御説明をさせていただいておりますが、市町村圏計画の実施計画につきましては、各年度の全体事業費や市町村負担金の平準化などを加味した財政推計を含む大まかな中長期の 10 年の計画をお示ししたものであることから、計画を所管しております事務局総務課の案件といたしまして、近年は本委員会のみで御報告をさせていただいております。

このたびの御指摘を踏まえた対応でございますが、過去におきましては、予算審査特別委員会で対応されたこともあったことから、予算審査特別委員会も含め、改めて対応を検討しているところでございますが、誠に申し訳ございませんが、検討に時間を要しておりますことから、見直しにつきましては来年度からの対応とさせていただき、今年度につきましては、前年と同様、本委員会での御報告と

させていただきたいと思いますので、対応の遅れにつきましてお詫びを申し上げますとともに、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、民生環境常任委員会及びごみ処理施設等調査特別委員会におきましても、この旨を説明させていただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 2 審 査 事 項

**○山路委員長** それでは、日程2、審査事項に入りたいと思います。

先ほど本会議から付託されました議案3件について審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。

それでは、1件目、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。矢野事務局総務課長。

**○矢野事務局総務課長** そういたしますと、お手元に配布させていただいております議案概要のほうで説明をさせていただきたいと思います。右肩の資料番号等ございませんが、議案概要のほうで説明をさせていただきます。

議案第3号につきましては、1月議会臨時会の総務消防常任委員会で報告した案件でございます。特別職の報酬を引き上げさせていただきたいというものでございます。

主な改正内容といたしましては、1ページ中ほどから下を書いてございますとおりで、施行期日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

**○山路委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○山路委員長** 別がないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○山路委員長** 別がないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○山路委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第４号、鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。矢野事務局総務課長。

**○矢野事務局総務課長** そういたしますと、議案第４号の説明をさせていただきますと思います。説明資料は先ほどの議案概要でさせていただきます。

議案第４号でございますが、地方自治法の一部改正に伴いまして、今年の４月１日以降、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することが可能となったことを受けまして、本組合の会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するために、所用の整備を行うほか、会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給与額、それから報酬額の算出方法の見直しを行うため、所要の整備を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、２ページのローマ数字でⅠ、Ⅱ、Ⅲとございますが、まず１点目が勤勉手当の支給関係、それから２点目が勤務時間当たり時間単価の算出関係、それから３点目が、３ページになりますが、その他の項目でございまして、改正内容はそれぞれに記載のとおりでございます。

施行期日は令和６年４月１日でございます。

説明は以上でございます。

**○山路委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

別にないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

別にないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第４号、鳥取県西部広域行政管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○山路委員長** 御異議異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。後藤消防局予防課長。

**○後藤消防局予防課長** そうしますと、議案第５号について御説明させていただきます。資料につきましては、先ほどから使用しております議案概要の３ページからとなります。

今回の改正につきましては、大きく分けまして２項目についての改正となっております。

１項目目が、手数料条例別表にございます浮き屋根式または浮き蓋付きの特定

屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料の徴収額を改正しようとするものでございます。

こちらは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正によるものでございまして、手数料徴収額につきましては、改正政令の標準額と同額となっております。

2項目目が、手数料条例第4条の、手数料の徴収の猶予または免除を行う主体者の表記を、手数料徴収の実務を行う消防局長から、自治法上の規定による管理者に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

**○山路委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

別にないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○山路委員長** 別にないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第5号、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○山路委員長** 御異議異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

~~~~~

3 所管事務調査

○山路委員長 続いて、日程第3、所管事務調査に入ります。調査事項は1件であります。

お手元に配付しております日程表のとおり、第2次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画の更新についてを調査事項といたします。

当局より調査事項の説明を求めます。矢野事務局総務課長。

○矢野事務局総務課長 そういたしますと、資料1-1を使いまして御説明したいと思いますので、御準備のほどお願いいたします。

第2次鳥取県西部広域市町村圏計画の実施計画につきましては、ローリング方式によりまして毎年度計画を更新することとしておりますことから、今回、計画内容を変更しようとするものでございます。

新たな計画期間でございますが、1ページの中ほどから少し上のところにイメ

ージを示しておりますが、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とするものでございます。

計画内容の変更について、このページの下の段に3点ほど挙げさせていただいております。

1点目ですが、令和6年度から令和14年度までの各年度の事業費につきましては、昨年の7月時点のものを基本といたしまして、本年の1月時点までの変更状況に応じまして適宜修正を行ったものでございます。

2点目は、このたびの計画期間を令和15年度までにするというに伴いまして、令和15年度の事業費を新たに追加しております。

3点目でございますが、市町村圏計画の基本計画と実施計画の関係性を踏まえまして、基本計画中の第3章共同処理事業計画にある節ごとに変更をさせていただいております。

お手数ですがおはぐりいただきまして、2ページ目でございます。計画期間におけます事業費、それから市町村負担金の項目でございます。現在の事業の進捗状況等を念頭に置きつつ、事業の実施時期などを見直しましたので、各年度の事業費、それから市町村負担金を下記のとおり変更しております。

事業費の一覧が2ページの上の表になりますが、こちらを御覧いただけますでしょうか。令和6年度におきましては、変更前、変更後の差額でございますが、こちらが33億7,558万2,000円でありますのに対しまして、その翌年、令和7年度では逆に35億4,819万5,000円の増となっております。

こちらの要因でございますが、これは江府消防署庁舎移転新築事業、こういった消防関連の事業を当初、令和6年度の単年度事業としておりましたが、令和7年度にかけての2か年事業に変更したことや一般廃棄物処理施設の中間処理施設、それから最終処分場につきまして、現在の進捗状況を踏まえまして、令和6年度に行う予定でありました用地取得を令和7年度で行うこととしたことなどにより、1か年ずれているというところでございます。

また、同じ表の令和10年度から令和13年度の辺りに着目していただきたいと思いますが、こちらの事業費の動きにつきましては、一般廃棄物処理施設の建設に関します事業の進捗状況に鑑みまして、施設の建設工事の実施時期を変更したこと、これに加えまして昨今の建設単価ですとか物価上昇を踏まえまして事業費自体の増額変更を反映したものとなっているところでございます。

また、その下に市町村負担金の欄を設けておりますが、市町村負担金につきましても、事業費の変動に伴いまして、一覧に記載しているような負担金の金額の動きとなっているところでございます。

それから隣のページ、3ページでございます。3ページ以降には、計画内容を変更した主な事業とその内容を掲載させていただいております。詳細な説明をしますと時間をかなり頂戴いたしますので、申し訳ございませんが割愛させていただきたいと思いますが、事業費の変動に大きな影響を及ぼしました消防関連事業

につきましては、この資料の４ページから７ページにかけて記載をさせていただいております。

それからもう一つ大きな要因の一般廃棄物処理施設の建設に関する事業につきましては、１７ページから２６ページにかけまして、それぞれ計画内容の変更の詳細を記載しておりますので、資料のほうを御確認いただけたら幸いです。

あと、ほかにも、先ほどまだ言及しておりませんような事業も記載しておりますので、併せて御確認いただけたらと思います。

説明のほうは、簡単ですが以上でございます。

○山路委員長 そうしますと、当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

ないようですので、以上で終わりたいと思います。

~~~~~

#### **４ 閉 会**

**○山路委員長** これを持ちまして、総務消防常任委員会を閉会いたします。

**（午後３時１６分 閉会）**

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務消防常任委員長

山 路

有